

定款変更案新旧対比表

NO	旧	新	変更理由
第2条(事務所)	この法人は、事務所を静岡県浜松市中区鳴江三丁目64番21号に置く。	この法人は、 <u>主たる事務所を静岡県浜松市に</u> 置く。	区割り変更に伴い変更する。記載住所は浜松市だけでも可。 NPO法では「主たる事務所」「従たる事務所」の二種類が存在するが、登記簿上の「主たる事務所」をどこに置くかの記載であるため、「主たる事務所」を追加する。
第11条(除名)	会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。	会員が次の各号の一に <u>該当</u> するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。	誤記訂正
第12条	(抛出金品の不変還)	(抛出金品の不返還)	誤記訂正
第14条(役員 の選任等)5	役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってならない。	役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。	脱字訂正
第16条(役員 の任期)2		<u>前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u>	第16条の1の後に追加。旧第16条の2.3はそれぞれ3.4に繰り上げる。この変更により、①(短縮規定)2年の任期満了より前に定時総会が開かれ新しい役員が選任された場合に、定時総会終結時点まで現任役員の任期が短縮され、総会終結時点で新しい役員が就任する。そのため、役員全員が再任でなくても、すぐに新しい役員で会長を互選することが可能になる。また、②(伸長規定)任期満了までに社員総会を開催できなかった場合には、任期満了後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。
第23条(総会 の機能)	(4)事業計画及び予算の決定並びにその変更	(4)事業計画及び <u>活動予算</u> の決定並びにその変更	NPO会計用語に修正
第23条(総会 の機能)	(5)事業報告及び決算	(5)事業報告及び <u>活動決算</u>	NPO会計用語に修正

第25条（総会の招集）3	総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。	総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面または電磁式方法もしくはファクシミリにより、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。	拡張された通知方法を追加し、通知方法の選択枝を広げる。 「5日前」の起点を明示する。
第28条（総会の議決）3		総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面または電磁式方法もしくはファクシミリにより、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。	全員が賛成であれば総会を開かなくとも議決できる「みなし議決」が平成24年に可能となったため、追加する。
第29条（総会の表決権等）2	やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁式方法もしくはファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	拡張された通知方法を追加し効率を上げる。 5日前の起点を明示する。
第30条（総会の議事録）2	議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。	議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。	議事録作成時に名前が印字できるようになり、手続きが簡略化できる。
第34条（理事会の招集）3	理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。	理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面または電磁式方法もしくはファクシミリにより、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。	拡張された通知方法を追加し、通知方法の選択枝を広げる。 「5日前」の起点を明示する。
第37条（理事会の表決権等）2	やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。	やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁式方法もしくはファクシミリをもって表決することができる。	拡張された表決方法を追加し効率を上げる。
第38条（理事会の議事録）2	議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。	議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。	議事録作成時に名前が印字できるようになり、手続きが簡略化できる。

第41条（資産の管理）	この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。	この法人の資産及び財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。	第40条で基本財産の管理について定めているため、財産を追加する。
第43条（事業計画及び収支予算）	この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。	この法人の事業計画及び活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。	NPO会計用語に修正
第49条（定款の変更）	この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。	この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。 (1)目的 (2)名称 (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る） (5)社員の資格の得喪に関する事項 (6)役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く） (7)会議に関する事項 (8)その他の事業を行う場合におけるその種類その他当該その他の事業に関する事項 (9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る） (10)定款の変更に関する事項	特定非営利活動促進法を参照しなくてもよいように、定款に記載して分かりやすくする。
第50条（解散）4	この法人が解散したときは、理事が清算人となる。	この法人が解散したときは、理事のうち、解散総会で議決されたものが清算人となる。	旧の記載内容では理事全員が清算人となるので、議決されたものを追加する。

第53条（公告の方法）	この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定するこの法人の貸借対照表の広告については、内閣府NPOポータルサイトに掲載して行う。	事業報告書は内閣府NPOポータルサイトに掲載しているため、掲示板への掲載を省略する。
附則		1 この定款は所轄庁認証の日(令和6年 月 日)から施行する。	今回の変更内容の施行日を記載。施行月日は認証通知を受け取ってから記入する。